

各都道府県会計担当課長  
各都道府県契約担当課長  
各市区町村会計担当課長  
各市区町村契約担当課長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
(公印省略)

ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）における令和 6 年度  
最低賃金額改定を見据えた契約金額の変更検討について（依頼）

第 69 回中央最低賃金審議会において令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について答申がとりまとめられ、令和 6 年 7 月 25 日付けで公表されたところです。今後、各地方最低賃金審議会での答申を踏まえ、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

ビルメンテナンス業務の公共調達に当たっては、都道府県や市区町村に対して、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成 27 年 6 月 10 日健発 0610 第 5 号厚生労働省健康局長通知。以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、適切に御対応いただくようお願いしているところです。

ガイドラインの 2（4）（業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更）においては、「年度途中で最低賃金の改定があった場合や価格変動により適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがある場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。」こととしています。

また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和 5 年 11 月 29 日内閣官房、公正取引委員会策定。以下「指針」という。）においては、「発注者としての行動③」として「労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。」、「発注者としての行動⑤」として「受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。」とされています。

各都道府県、各市区町村におかれては、今後最低賃金額の引上げ等を受け、ガイドラインや指針を踏まえ、適切な価格で単価を見直して契約金額の変更を検討するようお願いいたします。特に受注者から契約金額の変更について請求があった場合は、変更につ

いて迅速かつ適切に判断して積極的に対応するようお願いいたします。

発注時に建築保全業務労務単価を活用して予定価格を積算した場合であっても、最低賃金額の引上げにより契約金額における労務費の上昇が見込まれますので、ご留意願います。

さらに、ガイドラインの2（2）（適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定）において、「年度途中の最低賃金額の改定を見込んだ予算を確保することも検討する。」としていることに加え、「経済財政運営と改革の基本方針2024について」（令和6年6月21日閣議決定）において、ビルメンテナンスを含む「官公需について、労務費等の価格転嫁徹底を目的とした期中の契約変更等に対応するため、必要な予算を確保する。」等と定められておりますので、今後の持続的な賃上げの動きを見据えた予算確保の検討をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

#### <参考資料>

- ・別紙1：「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成27年6月10日健発0610第5号厚生労働省健康局長通知。最終改正令和5年4月28日）【2024年10月23日愛ビ協第2024-280号参考資料 別紙1参照】
- ・別紙2：「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会策定）【同 別紙2参照】
- ・別紙3：「経済財政運営と改革の基本方針2024について」（令和6年6月21日閣議決定）抜粋【同 別紙3参照】